

座談會要領

日時	出席廳府縣名	出席司員	會場
三十日 午後五時	北海道、青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島、新潟、茨城、栃木、群馬、警視廳、神奈川、千葉、埼玉、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知	局長、中野、吉垣、猪俣、館林、小貫、鈴木、相川、小菅、永野、有松、柘植、久山、菅	丸の内會館 平河町
三十一日 午後五時	三重、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫、鳥取、岡山、島根、廣島、山口	中野、内藤、猪俣、秋吉、赤羽、加藤、鈴木	平河町 寶亭
三十一日 午後五時	徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄	清水、有松、小林、柘植、館林、菅	丸の内會館

備考

司員側出席者、顔觸ハ多少変更スルコトアルベシ

座談會要領

第一日 三十日 午後五時

出席者：北海道、青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島、新潟、茨城、栃木、群馬、警視廳、神奈川、千葉、埼玉、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知

出席司員：局長、中野、吉垣、猪俣、館林、小貫、鈴木、相川、小菅、永野、有松、柘植、久山、菅

會場：丸の内會館

第二日 三十一日 午後五時

出席者：三重、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫、鳥取、岡山、島根、廣島、山口

出席司員：中野、内藤、猪俣、秋吉、赤羽、加藤、鈴木

會場：平河町 寶亭

第三日 三十一日 午後五時

出席者：徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄

出席司員：清水、有松、小林、柘植、館林、菅

會場：丸の内會館

會議に關する注意

- (一) 二十九日夜大臣御招宴後大臣自ら數時間膝を交へて御懇談賜はる豫定に付宴會終了後官邸へ御殘を願上候。
- (二) 座談會は別表に依り行はる、筈に付打寛いで御出席下さり度、服装は私服にて結構に候。
- (三) 尚開會前局長より晚餐の御饗應ある筈に付爲念、時間の節約上發言は簡單直截に出來得れば、先づ結論を述べ必要限度の説明を附加するの程度と致度。
- (四) 發言の内容は自由なるべきも前項の趣旨を以て左の如きものは差控へり度

(4) 他廳府縣の参考とならざる如き情勢報告又は事務報告
(5) 右と全性質なる質疑又は單なる法規例規解釋上の質疑

(此の種の報告及質疑は(六)に掲げざる機會其の他に於て係官に直接個々のに接渉相成様致度)

(五) 八月一日午前九時今秋大演習地才行幸御警衛準備事務打合、爲關係府縣(九州各縣、山口縣、大阪府)の出席者は第四會議室に參集相成度。

(六) 八月一日午後は警保局長、警保局各課長、事務官及警務課係官努めて自席を離れざる様努むるに付、個々のに御面談の必要ある向は同日午後を御活用相成度。

(七) 八月一日午前十一時より事務上参考となすべき活動寫眞を第 檢閲室にて映寫致候付御希望の向は同室前に御參集相成度。